

議第2号議案 横浜市子どもを虐待から守る条例の制定について、会派を代表して質問します。

昨今の児童虐待のあり様には、議員としても強く心を痛めております。そうした中で、国のいわゆる「児童虐待防止法」の強化改正に引き続き、本市として独自に虐待防止の取り組みを定めることは基本的に意義のあるものと捉えています。

ただ一方で、これらの問題は市民のさまざまな価値観、人権に係わるものでもありますので、その観点から本条例案における目的と趣旨について、数点確認させていただきます。

まず、前文に関して伺います。

「前文」とは一般に法令の制定の趣旨、目的、基本原則を述べるものであり、それ自体に直接的な法的効果が生じるものではありません。

また、本条例案では第1条において「目的」がしっかりと明示されております。そのため、条例の目的自体がのっけから屋上屋を重ねてしまっているようにも見受けられかねません。そこで、

(1)「目的」が明示されているにも係わらず、敢えて本条例案に「前文」を入れた理由を伺います。

次に前文の内容について伺います。

前文の冒頭において「子供は国の宝である」とした表現がありますが、市条例の書き出しとして「国」が出てくることには若干の違和感を感じます。

また、その後の「子供は円満な家庭において慈しみと愛情を持って育てられる存在である」とした部分もやや抽象的な表現となっています。

児童虐待の本質は人権侵害です。ここで国家・国籍や、特定の家庭環境の枠組みに言及するという事は、反面、外国籍の方や、何らかの事情を抱えておられる方など、少数者の立場にいる方々の阻害感を助長するおそれもありますので、慎重に使われるべきと考えます。そこで、

(2)前文において、これらの表現を入れられた理由および趣旨を伺います。

また、その後の前文においては、「家庭による子育て」が強調されているように見受けられません。

その中で、第2段落において「家庭の養育力が低下している」とした記載がありますが、「養育力」という表現を「虐待」と関連づけて用いる際、私たちには多様な観点が浮かび上がります。そこで、

(3)提案者の方々が「家庭の養育力が低下している」とされた理由、およびその根拠を伺います。

「社会が子供を育てる」のか「家庭が子供を育てる」のかについては、さまざまな主張もあると思いますが、子育て世代が多くを占める私達としては「それは社会と家庭の双方である」としか言いようがありませんし、それが実態ではないかと考えます。

現に、核家族化や政策的な共働き勧奨、地域のあり方等々、さまざまな社会環境の変化がこの間、家庭のあり方に大きな影響を及ぼしたことは疑いようがなく、養育力の低下についても個人・家庭を含めた社会全体の問題と考えるのが一般的であろうかと思えます。その上で、(4)本前文において社会による子育てに言及していないのは何故か、理由を伺います。

最後に条項に関して1点伺います。

第4条第7項の1に、市の責務として市は、「親になるための準備」に関する調査研究・広報・啓発及び教育に努めるものとされています。しかし、「親になるための準備」といってもその範囲・解釈の幅は相当に広いのではないのでしょうか。そこで、

(5)これら市の責務の中に「親になるための準備」を入れた理由、及び具体的にどのような事業を想定しているのか伺います。

児童虐待という行為は決して許されるべきものではありません。一方でその要因と対策は非常に複雑なものであります。本条例制定が真にその解決に繋がるのかどうか、改めてこの後のご答弁を受け、会派として十分な議論を行わせていただくことを申し添え、質問を終わります。